

鳥取県告示第458号

鳥取県希少野生動植物の保護に関する条例（平成13年鳥取県条例第51号）第25条第2項の規定に基づき、県以外の者が行うコキンバイを対象とした保護管理事業について、その事業計画が鳥取県コキンバイ保護管理事業計画に適合していると認定したので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年7月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保護管理事業を行う者の住所及び氏名
八頭郡若桜町赤松660
氷ノ山ネイチャークラブ 代表 山本 賢二
- 2 保護管理事業の内容
 - (1) 生育状況把握のためのモニタリング
 - (2) 自生地周辺のチシマザサ等の刈取による生育地の保全・管理
 - (3) 登山者の侵入を防止するための措置
 - (4) 生育地における盗採取防止のための普及啓発活動及び巡視活動
- 3 認定年月日 平成21年6月30日